



平成26年度総会の会場に予定している広島国際会議場

# ご協力ください



世界平和と難民救済のための  
自治体職員1人100円募金

世界連邦宣言自治体全国協議会 (事務局: 京都府綾部市)

# いま、一つの世界を

世界連邦宣言

自治体協新聞

発行 自治体  
 全国協議会  
 世界連邦宣言  
 (事務局=京都府綾部市)  
 〒623-8501 綾部市若竹町8-1  
 TEL (0773) 42-3280  
 FAX (0773) 42-4905

**8月29日 広島で開催  
平成26年度総会**

当協議会の平成26年度総会は、8月29日(金)に広島市で開催する予定です。

昨年7月の25年度総会で、次年度は広島で開くことを申し合わせていましたが、このほど同市と協議し日程を固めました。

世界連邦を唱える自治体の首長・関係者が被爆地・広島に集い、戦後70年を前に改め

当協議会が昭和61年から行っている「世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金」を本年度も展開しています。

前年度は156自治体から652万円に上る善意が寄せられ、国連UNHCR協会と日本ユニセフ協会に寄託したほか、加盟自治体等が実施する世界連邦推進事業や中東和平プロジェクトへの交付金に充てるため基金に積み立てました。

お預かりした募金は、紛争や自然災害でふるさとを追われた人や、飢えと病気・貧困

て核兵器廃絶と世界平和のためにともに考え、行動の礎を築いていきたいと思えます。

詳細については改めてご案内いたしますので、繰り返し合わせご出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

世界連邦宣言自治体全国協議会では、平成27年度以降の総会開催候補地を募っています。事務局へご連絡・ご相談お待ちしています。(事務局)

に苦しむ子どもたちの救済に充てられるほか、基金の趣旨に沿って世界連邦・平和推進のための事業の展開に役立てられます。

各自治体で取りまとめたいいただき、3月末までを目途に指定の口座へ払い込んでくだ

## トピックス



### 2年ぶりに日本大会

当協議会などで行く世界連邦推進日本協議会(海部俊樹会長)主催の第31回世界連邦日本大会が昨年11月、大阪国際会議場で開かれました。写真。2年ぶりの開催となっ

さいますようお願いいたします。チラシを添えて募金への協力を依頼する案内をお届けしたところですが、同封した振込用紙をお使いいただくと手数料はかかりません。

皆さんのご支援をお寄せください。

た大会に約千人が参加、当協議会の山崎善也会長(綾部市長)らが活動報告をしたほか、ジャーナリストの田原総一郎氏が「どうなる世界の平和!」と題して講演しました。

### 世界連邦実現へ政策提言

世界連邦への道に言及した国会決議(平成17年・衆議院)に基づき、世界連邦推進日本協議会では6次にわたる政策提言を政府に対して行っています。提言の内容は▽国会決議に対応する具体的行動▽地球環境対策の先導▽国際刑事裁判所制度の発展▽軍縮への積極的貢献▽国連議員総会の創設▽核廃絶への主導的役割▽国際連帯税「検討委員会」設置などで、平成25年の提言では「国際司法裁判所の機能強化」を訴えました。

第2次世界大戦のおびただしい惨禍の果てに、核兵器の廃絶や戦争回避の方策が求められています。しかし、戦争がなければ、平和でしょうか？ 戦火のない状態だけで、平和が達成されたと言えるのでしょうか？

## 平和の条件を求めて

近年では「平和学」を開拓したヨハン・ガルトウング（ノルウェー）による平和概念の拡張に伴って関心領域も大きくなっています。

# 暴力ではなく、法によって支配される世界の実現を

### ことばのク

**国際刑事裁判所 (ICC)**  
戦争や集団殺害、人道、そして平和に対する罪を犯した個人を裁く常設の裁判所。2002年発効のローマ条約によりオランダ・ハーグに設立。

日本は07年に加入した。**国際司法裁判所 (ICJ)**  
国家間の紛争を平和的に解決するため国連に常設されている司法機関。本部・ハーグ。世界連邦運動で、強制的管轄権受諾宣言国の増加など、その機能強化を訴えている。

**国際連帯税** 平和、環境、貧困など国家を超えた諸課題への対応に充てる財源となる。世界連邦推進日本協議会の政策提言で、その導入に向けた具体的な手段として、内閣総理大臣直轄の「検討委員会」の設置を求めている。

戦争や核兵器の問題に取り組むとともに、全世界の人が

みな心身ともに健やかに、いきいきと生活できる条件を具

ます。

### 世界市民平和会議 (1999年、オランダ・ハーグ)に

全世界からNGO1万人近くが集まり「21世紀の平和と正義のためのハーグ・アジェンダ」を作成、国連文書となりました。討議のまとめとして発表された「公正な世界秩序のための10の基本原則」を紹介します。

## 公正な世界秩序のための10の基本原則

① 各国議会は、日本国憲法第9条のような、政府が戦争をすることを禁止する決議を採択すべきである。  
② すべての国家は、国際司法裁判所の強制管轄権を無条件に認めるべきである。

③ 各国政府は、国際刑事裁判所規定を批准し、対人地雷禁止条約を実施すべきである。  
④ すべての国家は、「新しい外交」を取り入れるべきである。「新しい外交」とは、

⑤ 世界は人道的危機の傍観者でいることはできない。しかし、武力に訴えるまえにあらゆる創造的な外交手段がつかされるべきであり、かりに武力に訴えるとしても国連の

政府、国際組織、市民社会のパートナーシップである。

⑥ 核兵器廃絶条約の締結をめぐり交渉がただちに開始されるべきである。  
⑦ 小型武器の取引はきびしく制限されるべきである。

### ⑧ 経済的権利と市民権

同じように重視されるべきである。

近い将来には必ずしも実現できないかもしれませんが、しかし今大事なことは、すぐでできそうな一歩ずつの積み重ねではないでしょうか。その小さな努力こそ、深刻な事態を未然に回避する手立てになるものと信じます。

### 3つの暴力

#### 直接的・構造的・文化的

暴力には、直接的・構造的・文化的の3つがあります。直接的暴力は、戦争やいじめのように、暴力の原因がはっきり分かるタイプの暴力。

#### 構造的暴力は、飢え・貧困・差別・環境破壊、教育や医療の遅れなどのように、人間の能力が開くことを阻む、社会の中に潜んでいる原因です。

文化的暴力とは、それらの暴力を助長したり正当化した

備することが求められているのです。

世界連邦とは、世界の国々が互いに独立を保ちながら、地球規模の問題を取り扱う一つの民主的な政府をつくることです。国際紛争は国家間の暴力行使たる戦争ではなく、世界法に基づいて平和的かつ公正に処理されます。